

大阪市規則第25号

大阪市鶴見区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市鶴見区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第156号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第4条関係） [略] [保険年金担当課長 子育て支援担当課長] [略]	別表（第4条関係） [同左] [子育て支援担当課長 保健担当課長] [同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。